

香川県家畜保健衛生所規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年4月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第31号

香川県家畜保健衛生所規則の一部を改正する規則

香川県家畜保健衛生所規則（昭和43年香川県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(職員) 第4条 略 (1)～(7) 略 <u>(8) 主席研究員</u> <u>(9)～(11) 略</u></p> <p>(職務) 第5条 略 2～5 略 <u>6 主席研究員は、上司の命を受け、担任する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。</u> <u>7・8 略</u></p> | <p>(職員) 第4条 衛生所に次の職員を置く。 (1)～(7) 略 <u>(8)～(10) 略</u></p> <p>(職務) 第5条 略 2～5 略 <u>6・7 略</u></p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。